

大和市  
介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(令和4年10月版)

総合事業については、市町村によってサービスコードや基準が異なります。

大和市内の事業者が他市町村の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、当該市町村の基準等により、当該市町村の設定するサービスコードを使用します。

逆に、大和市外の事業者が大和市の被保険者(住所地特例対象者を除く。)に対してサービスを提供する場合は、大和市の基準等により、大和市のサービスコードを使用します。

介護予防訪問型サービス

1. 大和市介護予防訪問型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)  
大和市介護予防訪問型サービス指定事業者が使用します。

訪問型サービスA

2. 大和市訪問型サービスA(独自)サービスコード表(サービス種類コードA2)  
大和市訪問型サービスAの指定事業者が使用します。

介護予防通所型サービス

3. 大和市介護予防通所型サービス(独自)サービスコード表(サービス種類コードA6)  
大和市介護予防通所型サービス指定事業者が使用します。

介護予防ケアマネジメント

4. 大和市介護予防ケアマネジメントA サービスコード表(サービス種類コードAF)  
介護予防ケアマネジメントAの請求に使用します。

※介護予防ケアマネジメントBについては、大和市人生100年推進課に直接請求となります。

1. 大和市介護予防訪問型サービス(独自)サービスコード表

平成29年4月以降の大和市介護予防訪問型サービス指定事業者(平成27年4月以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援 2(週1回程度)	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援 2(週2回程度)	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程 度)	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割			123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の 利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ			(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ			(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算
A2	6281	訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ヲ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000 加算	1月につき

## 2. 大和市訪問型サービスA(独自)サービスコード表

大和市訪問型サービスA指定事業者が使用します。

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位		
種類	項目							
A2	1121	訪問型独自サービスⅠ／2	イ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週 1回程度)	976	1月につき		
A2	2121	訪問型独自サービスⅠ／2日割			32	1日につき		
A2	1221	訪問型独自サービスⅡ／2	ロ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週 2回程度)	1,950	1月につき		
A2	2221	訪問型独自サービスⅡ／2日割			64	1日につき		
A2	1331	訪問型独自サービスⅢ／2	ハ 訪問型サービス費 (独自)(Ⅲ)	要支援2(週2回を超える程度)	3,093	1月につき		
A2	2331	訪問型独自サービスⅢ／2日割			102	1日につき		
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	チ 初回加算		200単位加算	200		
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	リ 生活機能向上連携加算		訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	1月につき
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2			訪問型独自サービス生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	

3. 大和市介護予防通所型サービス(独自)サービスコード表

平成29年4月以降の大和市介護予防通所型サービス指定事業者(平成27年4月以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者など)が使用します。

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A6 1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	1,672	1月につき		
A6 1112	通所型独自サービス1日割			55単位	55	1日につき		
A6 1121	通所型独自サービス2		要支援2	3,428単位	3,428	1月につき		
A6 1122	通所型独自サービス2日割			113単位	113	1日につき		
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき		
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき		
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合		376単位減算	-376	1月につき		
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2			752単位減算	-752			
A6 5010	通所型独自生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100			
A6 5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225			
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240			
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50単位加算	50			
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200単位加算	200			
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算 I	ト 口腔機能向上加算		(1)口腔機能向上加算(I)	150単位加算		150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算 II			(2)口腔機能向上加算(II)	160単位加算		160	
A6 5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	チ 選択的 サービス複数 実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善			480単位加算	480
A6 5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上			480単位加算	480
A6 5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3				栄養改善及び口腔機能向上		480単位加算	480
A6 5009	通所型独自複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上			700単位加算	700
A6 5005	通所型独自サービス事業所評価加算	リ 事業所評価加算		120単位加算	120			
A6 6011	通所型独自サービス提供体制加算 I 1	ス サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)	事業対象者・要支援1			88単位加算	88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制加算 I 2			要支援2			176単位加算	176
A6 6107	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(2)サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1			72単位加算	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制加算 II 2			要支援2			144単位加算	144
A6 6103	通所型独自サービス提供体制加算 III 1		(3)サービス提供体制強化加算(III)	事業対象者・要支援1			24単位加算	24
A6 6104	通所型独自サービス提供体制加算 III 2			要支援2		48単位加算	48	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(I)(3月に1回を限度)		100単位加算	100		
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 1		(2)生活機能向上連携加算(II)		200単位加算	200		
A6 4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算 II 2		運動器機能向上加算を算定している場合		100単位加算	100		
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 I	ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算		(1)口腔・栄養スクリーニング加算(1)(6月に1回を限度)	20単位加算	20		
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算 II			(1)口腔・栄養スクリーニング加算(1)(6月に2回を限度)	5単位加算	5		
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ワ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40		
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	カ 介護職員処遇改善加算		(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III			(3)介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の23/1000 加算			
A6 6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	コ 介護職員等特定処遇改善加算		(1)介護職員等特定処遇改善加算(I)	所定単位数の12/1000 加算			
A6 6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II			(2)介護職員等特定処遇改善加算(II)	所定単位数の10/1000 加算			
A6 6114	通所型独自サービスベースアップ等支援加算	タ 介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の11/1000 加算				

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	定員超過の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6 8002	通所型独自サービス1日割・定超			55単位		39	1日につき
A6 8011	通所型独自サービス2・定超		要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6 8012	通所型独自サービス2日割・定超			113単位		79	1日につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A6 9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,672単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,170	1月につき
A6 9002	通所型独自サービス1日割・人欠			55単位		39	1日につき
A6 9011	通所型独自サービス2・人欠		要支援2	3,428単位		2,400	1月につき
A6 9012	通所型独自サービス2日割・人欠			113単位		79	1日につき

#### 4. 大和市介護予防ケアマネジメントA 費用コード

サービスコード		サービス内容略称	単位数
種類	項目		
AF	1001	介護予防ケアマネマネジメントA	438
AF	1002	介護予防ケアマネマネジメントA・初回	738
AF	1003	介護予防ケアマネマネジメントA・連携	738
AF	1004	介護予防ケアマネマネジメントA・初回・連携	1,038

(注意) 予防給付のサービスのみ利用する場合や予防給付と総合事業を併せて利用する場合は、従来の介護予防サービス計画になりますので、「介護予防支援サービスコード」を使用します。